

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

三六

告 示

○競争入札の方法により庁舎等維持
管理業務の委託契約を締結しよう
とする場合における当該競争入札
に参加する者に必要な資格等の特
例を定める件

三六

○土地改良区の定款の変更を認可し
た件

三六

公 告

○一般競争入札を行う件

三六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第七十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

る規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭
和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社大東銀行の項中「、梁川支店」を削り、同表いわき信用組合の項中
「、中之作支店」、「、鹿島支店」及び「、神谷支店」を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二株式会社大東銀行の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第二いわき信用組合の項の改正規定(「、鹿島支店」を削る部分に限る。)

告 示

福島県告示第四百八十四号

- 平成二十三年十月二十四日
 - 三 別表第二いわき信用組合の項の改正規定(「、神谷支店」を削る部分に限る。)
 - 平成二十三年十一月十四日
 - 四 別表第二いわき信用組合の項の改正規定(「、中之作支店」を削る部分に限る。)
 - 平成二十三年十一月二十一日
- (出納総務課)

平成二十三年七月一日を審査基準日(福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十
七号)第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名
競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により福島県庁舎、福島県合同庁舎等の
公有財産の維持管理に関する業務の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調
達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達
契約に該当するものを除く。)を締結しようとする場合における当該競争入札に参加す
る者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査の基準となる日をいう。)とする資
格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等については、競争入札の方
法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札
に参加する者に必要な資格等を定める件(平成十五年福島県告示第七百八十三号。以下
「七百八十三号告示」という。)(第六の第一号中「八月一日から八月三十一日まで」と
あるのは「八月一日から八月三十一日まで及び十月十四日から十一月十三日まで」と、
七百八十三号告示第六の第二号中「九月一日から十一月三十日まで」とあるのは「九月
一日から十二月十三日まで」と、七百八十三号告示第八中「八月一日から八月三十一日
まで」とあるのは「八月一日から八月三十一日まで及び十月十四日から十一月十三日ま
で」とする。

平成二十三年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平
(施設管理課)

福島県告示第四百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千軒平
溜池土地改良区から平成二十三年九月五日付けで申請のあった定款の変更について、同
年十月六日認可した。

平成二十三年十月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公 告

公告第184号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける農林水産試験研究機関管理2302業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年10月14日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定業務の件名及び数量 農林水産試験研究機関管理2302業務（第11-36021-0005号）一式
- (2) 調達をする特定業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結日から平成24年2月29日まで
- (4) 履行場所 旧福島県農業試験場本場（福島県郡山市富田町字若宮前ほか）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加することができる者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、異なる者と共同で重ねて当該資格の確認を受けることはできない。
- ア (2)、(3)及び(4)に掲げる資格要件を全て満たしている者であって単独で入札に参加するもの

イ (2)及び(3)の資格要件を満たす者1社が、(4)の資格要件を満たす者（9の(2)において「収集運搬業務入札参加者」という。）1社と共同で入札に参加するもの

ウ (2)及び(4)の資格要件を満たす者1社が、(3)の資格要件を満たす者（9の(2)において「最終処分業務入札参加者」という。）1社と共同で入札に参加するもの

エ (2)の資格要件を満たす者（9の(2)において「撤去選別及び無害化処理業務入札参加者」という。）1社が、(3)及び(4)の資格要件を満たす者1社と共同で入札に参加するもの

オ (2)の資格要件を満たす者1社が、(3)の資格要件を満たす者1社及び(4)の資格要件を満たす者1社と共同で入札に参加するもの

(2) 撤去選別及び無害化処理業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件を単独で全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして

いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 次に掲げる全ての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る中間処理を事業範囲とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分の許可及び法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の業の許可を有している者であること。

(ア) 産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(イ) 特別管理産業廃棄物

汚泥（砒素又はチオベンソールを含むことにより有害なものとなるものに限る。）

オ 契約期間内に、無害化処理後の残さの処理ができる者であること。

カ この調達案件の仕様と同等程度の法第2条第5項の特別管理産業廃棄物に係る処分の業の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。

(3) 最終処分業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件を単独で全て満たす者であること。

ア (2)のアからウまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

イ 次に掲げる全ての産業廃棄物に係る最終処分を事業範囲とする法第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分の業の許可を有している者であること。

産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

ウ 契約期間内に最終処分処理ができる者であること。

エ この調達案件の仕様と同等程度の法第2条第4項の産業廃棄物に係る処分の業の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。

(4) 収集運搬業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件を単独で全て満たす者であること。

ア (2)のアからウまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

イ (2)のエ及び(3)のイに掲げる全ての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可及び法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を郡山市長及び産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）より受け持っている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)、2の(3)及び2の(4)に掲げる事項(2の(2)の「ア」及び「イ」に係る事項を除く。)について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。

(1) 提出期間 平成23年10月11日(火) から同月24日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所 郵便番号960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農業支援総室農業振興課

電話024-521-7344

(3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成23年10月24日(月)午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成23年10月11日(火) から同月24日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 3の(2)に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさの返信用封筒であって、240円分の切手を貼った宛先明記のものと同封の上、3の(2)に掲げる場所に平成23年10月20日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年11月1日(火) 午後1時10分

(2) 場所 福島県庁西庁舎5階農林水産部会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年10月31日(月)午後5時15分までに3の(2)に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の作成方法 撤去選別及び無害化処理業務に係る入札書、最終処分業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書をそれぞれ作成すること。ただし、撤去選別及び無害化処理業務入札参加者にあつては撤去選別及び無害化処理業務に係る入札書のみを、最終処分業務入札参加者にあつては最終処分業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務入札に係る入札書のみを作成すること。なお、撤去選別及び無害化処理業務、最終処分業務及び収集運搬業務のいずれかを兼務する入札参加者については、該当する入札書それぞれを作成すること。

(3) 入札方法 落札の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、撤去選別及び無害化処理業務に係る入札金額、最終処分に係る入札金額及び収集運搬業務に係る入札金額の合計額が最低となる価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Disposal of underground industrial waste lset

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 10 p.m., 1 November 2011

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 31 October 2011

(4) Contact point for the notice : Agricultural Promotion Division, Agricultural Support Office, Agriculture, Forestry & Fishery Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670, Japan
TEL 024-521-7344

(農林総務課)